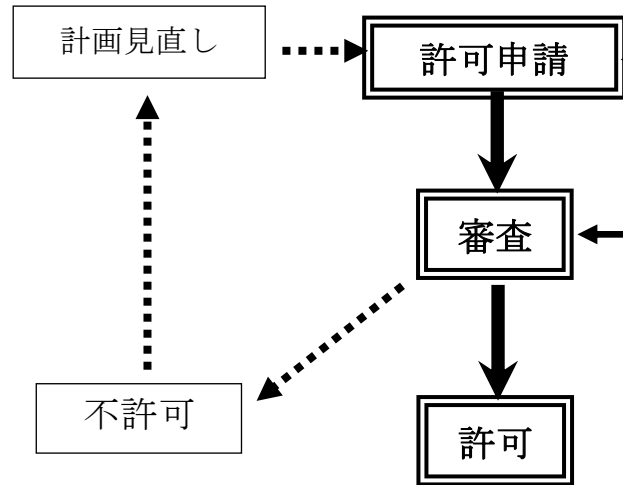


深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 手続きの流れ



- 土砂等のたい積許可申請書（様式1号）（条例5条1項、規則2条）
- ①土砂等のたい積に関する計画（様式1号別紙）（条例5条2項）

【添付書類】（条例5条3項、規則4条）

- ②土砂等のたい積に係る土地の区域を示す図面
- ③土砂等のたい積を行う者及びその施工者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- ④土砂等のたい積に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑤土砂等のたい積を行う者が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- ⑥土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- ⑦土砂等のたい積に係る土地の位置図
- ⑧土砂等のたい積に係る土地の完了時及び最大たい積時の平面図及び断面図
- ⑨排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図、断面図及び構造図

許可基準等
（条例7条1項、
規則別表（規則5
条関係））

※⑤については、法人税等に滞納がないことの証明（納税証明書）や建設業の許可を証する書類、当該工事の資金計画書等をご用意ください。
 ※⑥については、当該土地の権利に関するものに限らず近隣住民への回覧書類や意見への対応状況がわかる書類等もをご用意ください。
 ※審査に時間がかかることがありますので、充分に余裕をもって申請書の提出をお願いします。

○土砂等のたい積着手届出書（様式7号）（条例13条、規則13条）

※着手後10日以内に提出
 ※たい積期間中は、標識の掲示（様式6号）（条例11条、規則11条）をするとともに。利害関係者からの求めに応じて関係書類の閲覧（条例12条、規則12条）の対応を行うこと

○土砂等のたい積に係る定期の届出書（様式8号）（条例14条1項、規則14条1項）

【添付書類】（条例14条2項、規則14条2項）

- ・土砂等の採取場所を証明する書類
- ・たい積場所を、排出先として県に届出ている場合、それを証する書類の写し
- ・土砂等のたい積に係る土地の写真
（報告に係る期間の最後の日の一週間前の日以降に撮影したもの）

※3ヶ月ごとに提出（3ヶ月経過後20日以内に提出）

○土砂等のたい積完了（廃止）届出書（様式9号）（条例15条、規則15条）

※完了（廃止）後10日以内に提出

○土砂等のたい積に係る定期の届出書

※「定期報告」の項目と同様

計画の変更

○土砂等のたい積変更許可申請書（様式3号）（条例8条1項、規則7条1項）

【変更の許可が必要な場合】（条例8条1項、規則7条2項）

- ・土地の区域の所在及び面積の変更
- ・目的の変更
- ・工事の元請負人の変更
- ・土地の形状（最大たい積時・完了時）の変更
- ・排水施設その他の施設の計画の変更
- ・災害、事故等の防止のためにとる措置の変更
- ・土砂等のたい積を行う期間の変更

軽微な変更

○土砂等のたい積変更届出書（様式第5号）（条例9条、規則10条）

【変更の届出が必要な場合】（規則9条）

- ・氏名、名称、住所、法人代表者の氏名の変更
- ・最大たい積時における土砂等の数量の変更
- ・周囲の生活環境の保全のための方策の変更
- ・土地の形状（最大たい積時・完了時）の変更のうち土砂等の高さが減少するもの又はのり面の勾配が緩和されるもの
- ・土砂等のたい積を行う期間の変更のうち期間が短縮されるもの